

外国籍女性とその子どもたちの社会包摂

—福岡県のフィリピン人およびタイ人女性の多文化共生—

さいとう ゆりこ
齋藤 百合子*

パタヤ・ルアンケーオ**

はじめに

日本に在留する外国人数（外国人登録者数）は、2009年末現在218万6121人⁽¹⁾で2006年に200万人を超えて以来増加傾向にあり（法務省 2010）、2004年以来、人口減少化傾向にある日本の人口動態の統計とは対象的である（厚生労働省 2010a）。戦後、積極的に外国人労働者を受け入れて労働力不足を補ってきた経験があるドイツの8.8%（2008年）やアメリカ合衆国12.3%（2008年）、イギリス6.3%（2007年）（厚生労働省 2010b: 3）など欧米先進諸国に比べると、日本総人口に占める在留外国人の割合は2%未満だが、地方自治体によっては在留外国人の割合2%を大きく超えて、在留外国人数が5%、ときには10%を超えた外国人が居住する集住地域も出現している。また近年国際結婚カップルが増加しており、集住地域だけでなく全国津々浦々に日本人と結婚したさまざまな国籍の国際結婚カップルや外国につながりをもつ子どもたちの存在が散見されるようになり、雇用や福祉や医療保健、生活や教育など生活全般にわたって、外国籍の住民たちと共生のための取り組みが喫緊の課題となっている。

1. 問題定義

(1) 多文化共生の概念

日本在住外国人の定住化が増加してきた背景に対応して、2006年に総務省は多文化共生を「国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義（総務省 2006）し、地域社会において居住する外国人の居住、教育、労働環境、医療・保健・福祉、防災など生活サポートを含む多文化共生推進プランの策定を各都道府県および政令指定都市に促した。これまで出入国管理および外国人登録といった管理中心だった日本の外国人政策に、在住外国人の生活支援および共生を推進する政策が加わったことには意義がある。また、外国籍住民や外国につながりをもつ人びとが、地域社会で生活し、子どもも大人も含めてその能力の開花を促す目的も併せ持つとすれば、日本型社会統合もしくは社会的包摂策であると見なすことも可能であろう。しかし、この多文化共生の定義からは、増加する在住外国人と共に活力ある日本社会を創成していくという積極的な意志を読み取ることは難しい。移民研究者の樋口（2010: 5）は、多文化共生という概念や含意が十分に検討されていないこと、十分に検討されない多

* （財）アジア女性交流・研究フォーラム2010年度客員研究員、明治学院大学国際学部准教授

** （財）アジア女性交流・研究フォーラム2010年度客員研究員共同研究者、研究者

文化共生概念は歴史的経緯を隠蔽する機能を果たすこと、また「共生」を政治化されない限りで使用し、政治的な対立を避けていると指摘する。また、アンジェロ・イシは、外国人を受け入れる地域社会の意識啓発活動の多くが3つのF (Food=食、Fashion=ファッション、Festival=フェスティバルや祭) に象徴される一過性の国際交流イベントとなる傾向を指摘している⁽²⁾。

日本における多文化共生という概念と施策は、互いの文化的ちがいを認め合えるのか。また、本当に認め合おうとしているのだろうか。日本の近現代の歴史には、異なる文化習慣を差別的に排除し、「日本人」としての同化を迫る力学が横たわっている。明治時代にアイヌ民族固有の文化習俗、生業を厳しく禁止して同化を迫る北海道旧土人保護法でアイヌ民族を抑圧してきた(花崎 1996: 95-103)。また、戦時中日本の植民地化した国や地域の人びとも日本語教育を始め、異なる文化習俗を排して同化を迫った。また、「日本に残留する旧植民地出身者とその子孫の人びとを『見えない存在』として覆い隠し、日本に同化させると同時に抑圧する作用を果たした」(渡戸 2010: 16) と、共生より同化傾向、同化しないものに対する排除の傾向が強い。同質でないことが差別や侮蔑の対象となる昨今の日本社会では、異質なものを排除する傾向に何らかの歯止めをかけない限り、多文化共生が形骸化することを危惧する。

国としての外国籍住民を受け入れるための移民政策や、差別や排除を除去する政策的な対応がないままに地域社会に丸投げされた形の多文化共生概念ではあるが、特に外国籍住民が集住する地域では外国籍住民に対する支援の取り組みが民間団体を中心に行政を巻き込みながら進められているのも現実である。中央政府(総務省)から各

県および各政令都市に対して多文化共生プランの策定が推奨されていることも、地域における多文化共生事業が進められる要因であるかもしれない。

(2) 社会的排除と社会的包摂

EU(欧州連合)では、限定した外国人政策だけでなく、加盟国内に在留する外国人を含めた、失業者、障がい者など貧困や雇用など社会的に脆弱な人びとの社会的排除(social exclusion)とそれを克服のための社会的包摂(social inclusion)が1990年代以降、社会政策の重要な課題となっている。EUの定義⁽³⁾によれば、社会的排除とは「貧困や基礎的能力、また生涯を通して学ぶ機会が欠如し社会の周縁に追いやられたり、差別を受けているある特定の人びとが、その結果として就業、収入、教育や研修の機会および社会およびコミュニティのつながりや活動の参加が制限されていたり、意思決定機関に対してアクセスできず力がない状態であると自らを感じたり、日常生活に困難をきたすプロセス」としている。一方、社会的包摂とは「貧困や社会的排除の危機にある人びとの経済的、社会的および文化的な生活において参加を促すための機会と必要な資源を拡充し、基本的な生活と福利を享受し、居住する社会への参加を果たすようにするプロセスであり、また社会的包摂は自らの生活や基本的な権利のための意思決定に参加することも含む」としている。

日本社会において社会的に排除される危機にある人びととは、厚生労働省社会・援護局の「社会的な援護を要する人びとに対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」(2000)によれば、その深刻度が高い順に路上で生活する人、ホームレス、外国人・残留孤児、カード破産者、アルコール

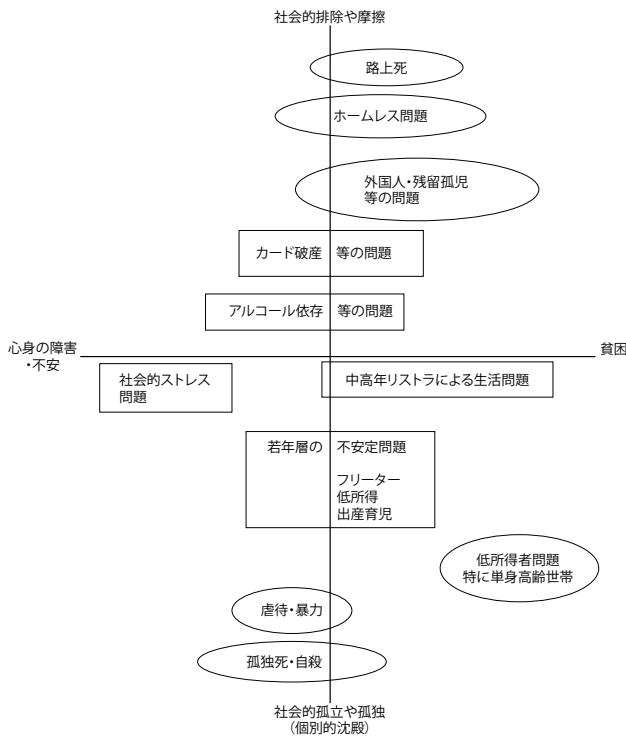
依存者、若年層の雇用・生活困難者、被虐待・被暴力者などである。また現代日本の社会的排除の計測を試みるなど社会的排除に造詣が深い阿部（2008: 146）は、ライフイベントにおいて、解雇、離婚、病気などの不利なイベントが複数の次元で欠如が互いに助長する「重複排除」の状態にあることが多いとも指摘している。さらに近年の経済危機以来、社会的排除の危機にさらされる非正規雇用者の失業（外国人非正規雇用者は日本人非正規雇用者より先に解雇される傾向にある）、ワーキングプアや子どもの貧困、不就学など社会的排除が顕在化

してきており、社会福祉的な対応ではなく社会政策としての包摂的な対応が求められている（日本学術会議 2009: 5-6; 湯澤ら 2009: 13; 齋藤 2010: xx）。

(3) 本稿の目的

本稿では、多文化共生を社会的包摂政策の一部であるにとらえ、移住女性、特にフィリピン人とタイ人の女性とその子どもが社会的排除リスクのプロセスにはまりこまないための方策を探っていく。外国籍の母親とその子どもに関する課題を多文化共生だけではなく社会包摂の課題として捉えるの

図1 現代社会の社会福祉の問題



(出典) 厚生労働省審議会議事録（2008年）。

- (注) (1) 横軸は貧困と、心身の障害、不安に基づく問題を示すが、縦軸はこれを現代社会との関連で見た問題性を示したもの。
 (2) 各問題は、相互に関連しあっている。
 (3) 社会的排除や孤立の強いものほど制度からも漏れやすく、福祉的支援が緊急に必要。

は、外国籍の母親とその子どもたちが、社会参加が制限される、本来持っている能力を伸ばす機会が欠如するなど社会的排除のプロセスにあるのではないか、それを克服するための可能性は何か、との問いが本稿の根底にあるからである。

本稿はその調査分析対象地を福岡県とし、多国籍の外国人の中でも、フィリピン人とタイ人の女性と彼女たちの子どもたちを対象とする。

福岡県に注目する理由は、第1に福岡県は都道府県別外国人登録者では13位であるが、上位12位までの県が大都市を抱える東京都、愛知県、大阪府、神奈川県のほか、福岡県と広島県を除けば関東から関西までの太平洋ベルト地帯地域および岐阜県、長野県など中部地域での在住が多い中で、前述した県以外ではもっとも在留外国人が多い県であること、第2に福岡県が中国や韓国、台湾など東アジアおよび東南アジアの玄関口であり、在外公館をはじめ国際的なビジネスや研究が展開されているという国際的な立地条件にあること、第3に、北九州市と福岡市という政令都市2市を有し、九州および中国地方の中で中心的、モデル的な都市を併せ持つという特徴があるからだ。こうした特徴は、今後ますますビジネスや学術交流、国際結婚など人の移動と滞在の長期化や定住が活性化される可能性があり、これからの世代を担う多文化の背景をもった家族や子どもたちが育つ地域だと推測されるからである。

次にフィリピン人とタイ人の女性に注目した理由は3点ある。

第1に、2009年の日本における国籍別および男女別の外国人登録者数によると、フィリピンとタイ国籍者総数に占める女性の割合が共に7割を越えており、この2国からの日本在住者のジェンダーバランスが著

しく偏っているという特徴があり、「移住の女性化」の課題に焦点をあてることが可能ではないかと考えたからである。フィリピン人とタイ人の男女別人口割合のこうした傾向は、5年前の2005年に実施された国勢調査結果でも顕著に表れていた。

第2に、外国人、女性、そしてその子どもたち—その中でも、特に途中で母親の母国から日本に呼び寄せられた子どもたちや、親の都合で日本と母親の母国を行ったり来たりする子どもたち—が、コミュニケーションを含む、生活や雇用面で社会的排除のリスクにある可能性が先行研究や事例から推測されたからである。特にフィリピン人女性とタイ人女性はメディアによって形成されてきた肯定的、受容的ではないイメージによって、マイナスイメージが形成されてきた。東南アジアの女性、特にフィリピン人とタイ人に対する日本人のイメージがメディアでどのように形成されてきたかを新聞紙面から分析した長谷部（2004: 16）は、フィリピンとタイの女性の入国および在留が増加し始めた1986年から2003年5月までの16年5カ月間の読売新聞の記事から、フィリピン人女性やタイ人女性が性的なイメージをもって報道されており、「性的欲望の対象者としてアクセスが可能であるかのような解釈にさらされる可能性」を指摘している。こうした負のイメージがフィリピン人女性やタイ人女性に向けられるとき、負の連鎖は次世代にも続く。2010年10月に群馬県桐生市で起きた小学6年生女児の自殺事件は、女児の母親がフィリピン人だったこともいじめの要因と報じられており、フィリピン人女性に対する負のイメージが次世代に連鎖している証左と考えられる。

第3に、筆者と共同研究者のルアンケーオはこれまで日本およびドイツに在住する

タイ人移住女性および子どもに関する先行調査研究によって、タイ人を中心に移住女性の人権から見た移住先での課題、そして母国に残してきた子どもを移住先に呼び寄せを含む出身国親族・家族との社会関係 (Ruankaew 2009)、国際結婚や離婚後のひ

とり親家庭や当事者自助グループなどのソーシャル・キャピタル (齋藤 2010: 58) について知見を得ていたからである。

では次に福岡県における在留外国人の中のフィリピン人女性とタイ人女性、そしてその子どもたちについて見ていく。

表1 2009年国籍別在留外国人数

		総数	男性	女性
1	中国	680,518	285,548	394,970
2	韓国・朝鮮	578,495	264,296	314,199
3	ブラジル	267,456	145,292	122,164
4	フィリピン	211,716	47,204	164,512
5	ペルー	57,464	30,336	27,128
6	米国	52,149	34,415	17,734
7	タイ	42,686	11,192	31,494
8	ベトナム	41,000	22,439	18,561
9	インドネシア	25,546	16,987	8,559
10	インド	22,858	15,952	6,906

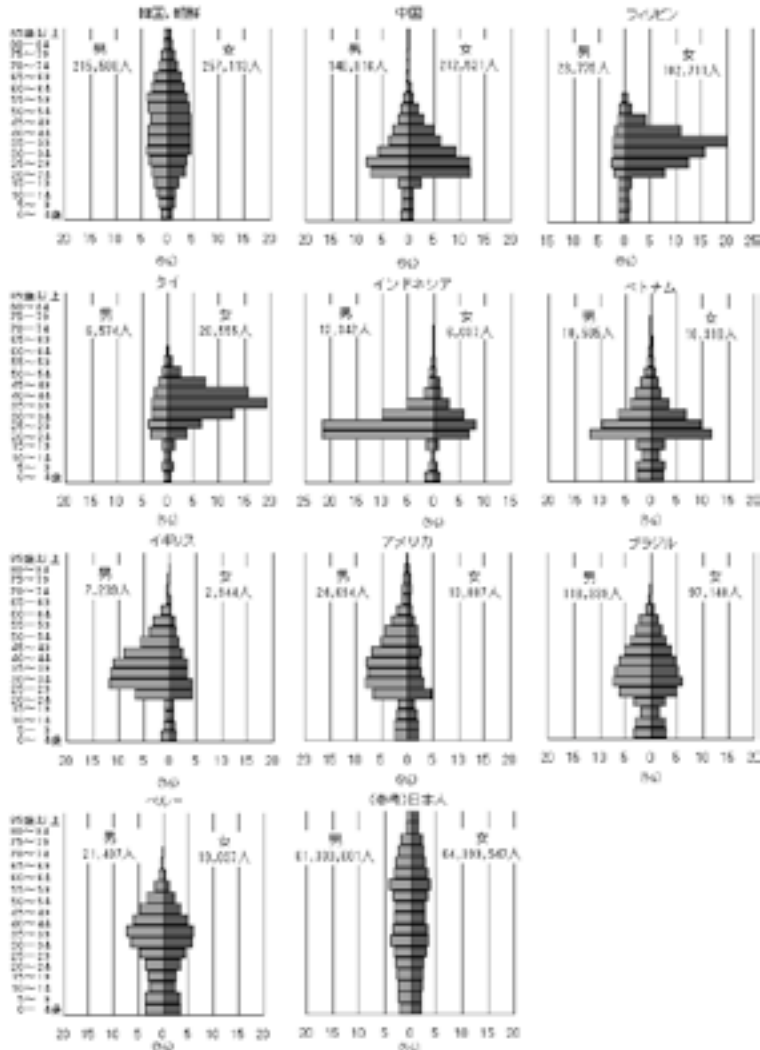
(出典) 法務省入国管理局登録外国人統計2009年。

表2 2009年国籍別在留外国人数 (女性数上位10カ国)

		総数	男性	女性	女性比
1	中国	680,518	285,548	394,970	58.0%
2	韓国・朝鮮	578,495	264,296	314,199	54.3%
3	フィリピン	211,716	47,204	164,512	77.7%
4	ブラジル	267,456	145,292	122,164	45.7%
5	タイ	42,686	11,192	31,494	73.8%
6	ペルー	57,464	30,336	27,128	47.2%
7	ベトナム	41,000	22,439	18,561	45.2%
8	米国	52,149	34,415	17,734	34.0%
9	インドネシア	25,546	16,987	8,559	33.5%
10	インド	22,858	15,952	6,906	30.2%

(出典) 法務省入国管理局登録外国人統計2009年に、女性比を齋藤が加筆。

図2 国籍別人口ピラミッド—全国 (2006年)



(出典) 平成17年国勢調査

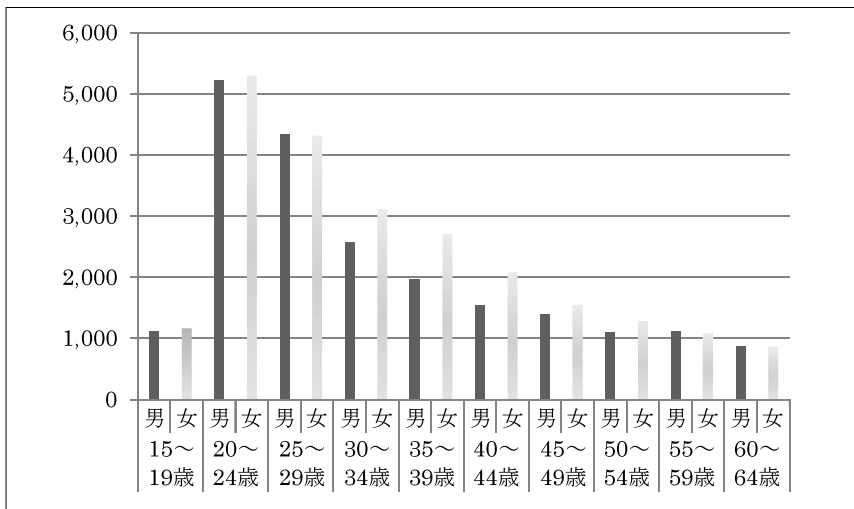
2. 福岡県における外国籍の人びと—オールドカマーとニューカマー、そして国際結婚の増加

福岡県に外国人登録をして在住している外国籍の人びと⁽⁴⁾は、5万2172人で、2010年3月31日時点の福岡県人口503万8574人の1%である。外国籍の人びとの年齢は、20代から30代までがもっとも多くなっている

(法務省 2010)。30代までの男女比はさほど差は見られないが、40代から50代では明らかに女性の数が男性よりも多い。ニューカマーと呼ばれた外国籍の人びとの在留、在住は1980年代より増加してきた。その頃、20代、30代だった女性たちが結婚や日本国籍の子どもの養育などで継続在留していれば40代、50代になっていると推測される。

また、福岡県在住の外国人にはいくつか

図3 福岡県の在留外国人の男女別、年齢別人数



(出典) 法務省登録外国人統計 (2009)。

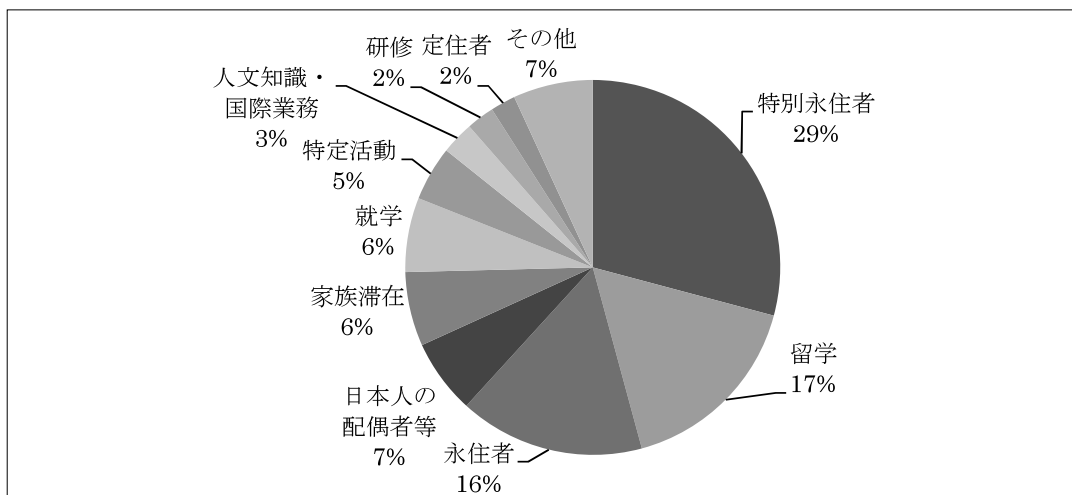
の特徴がある。第1に外国籍住民として韓国・朝鮮籍の人びと—そのうちの多くが戦前、戦中、戦後の時期から住んでいた、いわゆるオールドカマーと呼ばれる人びと—が多いことである。2009年の法務省入国管理局統計では、特別永住者数は1万5187人で、県内外国籍住民の約3分の1の29%を占めている。しかし、特別永住者らの高齢化や帰化などによりその人数は年々減少し、2007年までは圧倒的に数の上で優位を保っていた韓国・朝鮮籍の人びとを2008年には中国籍住民数が上回った。第2の特徴は、留学生と就学生の割合が多いことである。しかし全体では、「留学生」「就学生」は23%である。第3に、「永住者」「定住者」「日本人の配偶者」に見るように定住および永住傾向にある人びとが、特別永住者に次ぐ、全体の25%を占めるようになったことである。

さらに、国籍別、地域別に見ても以下の特徴がある。福岡市、北九州市、久留米市の3市に在住する外国人を国籍別に比較すると、北九州市には韓国・朝鮮籍の外国人

がもっとも多く、福岡市には中国籍住民がもっとも多い。また2つの政令都市以外では久留米市の外国籍住民の数が多いが、もっとも多い国籍は中国籍とフィリピン籍である。県内のフィリピン人人口は、中国籍、韓国・朝鮮籍に続き第3位の位置にあるが、タイ人人口は、2008年時では10位、2009年には11位と外国籍の中でも少数派である。

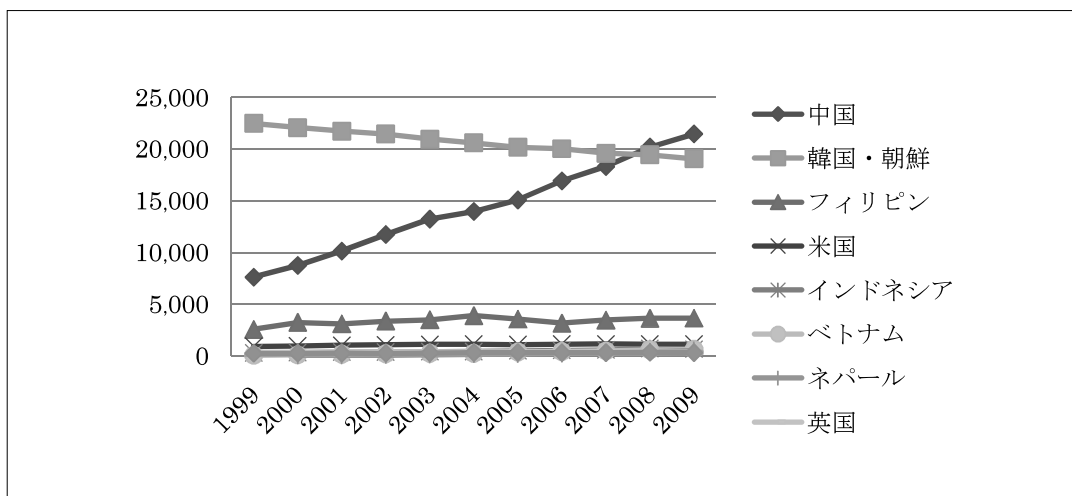
2006年の福岡県の外国籍住民の現状調査(女性エンパワーメントセンター福岡 2006)によれば、外国籍住民の割合が1%を越えているのは、北九州市(1.15%)と福岡市(1.47%)だけであった。この2市は福岡県の中で外国籍住民が多い地域と言えるが、対住民数で1%に満たない、つまり外国籍住民が散住している市町村での、外国籍住民比と男女別統計を見ると、外国人女性の比率が50%を超えている市町村が少なくないことも特徴である。たとえば、久留米市(0.78%、女性比67.4%)、田川市(0.74%、女性比63.6%)、飯塚市(0.72%、女性比58.5%)、直方市(0.58%、女性比58.5%)、大牟田市

図4 在留資格別福岡県の外国人登録者 (2009年)



(出典) 法務省入国管理局登録外国人統計2009年

図5 国籍別福岡県の外国人登録者 (2009年)



(出典) 法務省入国管理局登録外国人統計2009年

(0.44%、女性比79%)、柳川市 (0.44%、女性比74.5%)、八女市 (0.42%、女性比76.8%) などで、外国人割合も絶対数が少ない町であっても、韓国・朝鮮人、中国人のほかに、タイ人、ベトナム人、ロシア人、インド人、ルーマニア人など多岐にわたる国籍をもつ外国籍住

民が居住していることが分かった。在留資格別、男女別、国籍別のクロス統計がないために、どのような在留資格なのか明確ではないが、同報告書によれば、留学生、研修生、日本人配偶者、特別永住者など外国籍住民の滞在形態の多様化が指摘されてい

ると同時に、日本語学習のニーズがある外国籍女性の多くが国際結婚による在留をしており、自身の日本語学習や生活習慣面、子どもの養育や教育における情報入手、仲間づくりなどのニーズが、第2章「移住女性の現状とニーズ」において報告されている。自治体の外国籍住民に対する施策と現状は同報告書によれば、外国籍住民の増加やニーズを認識しつつある自治体とそうでない自治体の温度差によって施策に違いがあることが明らかになった。

また、同報告書では、外国籍の子どもたち、もしくは外国につながる子どもたちや日本語を母語としない子どもたちに関する数的な把握はなかった。もともとこうした子どもの数を把握することは容易ではない。なぜなら母親もしくは父親が外国人(もしくは両方)の子どもは、次のようなさまざまな国籍保持のパターンがあるからだ。①親の国籍と日本国籍の二重国籍、②親と同じ国籍、③日本国籍のみ、④無国籍の子どもたちがおり、国籍からだけではその実態がつかめないからである。文科省では毎年「日本語学習が必要な外国人児童生徒の受入れ状況に関する調査」統計を発表しているが、2009年度の福岡県には238名との数字が報告されている(文部科学省2009)。しかし、この数字の中には「ほとんど日本語を理解しない」外国籍の子どもとは、親が先に日本に定住し、後に子どもを呼び寄せる家族統合のケースが主であり、外国籍の母親と日本国籍の父親のもと生まれ、日本国籍しかない子どもや、日常会話の日本語には不自由しないが論理的、抽象的な考え方を日本語で捉えられないような子どもは排除されがちな数字である。

3. 福岡県におけるフィリピン人女性とタイ人女性とその子どもに関する調査について

(1) 調査の概要

本調査は2010年9月から2010年12月まで、齋藤が合計4回(延べ10日間)福岡県を訪れ、共同研究者でドイツ在住のルアンケーオは1回来日して実施した。被調査者は福岡県内に居住するリサーチアシスタントおよび福岡県にあるタイ政府観光庁の協力と被調査者による雪だるま式の紹介により県内(北九州市、福岡市、大野城市、筑紫野市、久留米市)に住む12人(フィリピン人6名、タイ人6名)の女性(11人が子育てで経験あり)の対面インタビューを実施した。質問項目は、福岡県に移住するまでの経緯、家族に関すること(結婚や離婚、子どもの国籍や教育歴など)、日本語など日本社会への適応や障害、就労や将来の夢(女性自身と子どもにかかる期待など)をおおまかにあらかじめ用意したが、インタビューを受ける女性が話したいことをオープンエンドに聞くという形の反構造的なインタビューを行った。また子育てなどに関する個人的な情報に関する調査内容であったため、インタビューの前に被調査者に対して答えたくないことは回答しなくていいこと、本人を認識できる情報を掲載しないことを口頭で告げた。

子どもへのインタビューは断片的に実施した部分もあるが、子どもとの関係を築く時間が少ない、インタビューに関して親の許可を得ていない、子どもに対人面での障害があるなどの理由により、子どもからの直接インタビューは消極的にしか実施していない。本稿の子どもに関する聞き取りは主に親および子どもをめぐる関係者からの見方に依っている。

(2) 被調査者12名について

12名の年代は20代1名、30代5名、40代4名、50代2名だった。40代、50代の5人の日本での在留は10年を越えて定住もしくは永住の在留資格をもっていた。フィリピン人の6人は全員が最初に来日したときはエンターテイナーとして就労し、その後夫となる男性と知り合って結婚に至っていた。インタビュー当時、既婚者は4名、シングルマザーは2名だった。タイ人6名全員が仕事上で知り合って結婚したとのことだが、2名がエンターテイナービザで入国し、3名はタイで日本人男性と知り合い日本人の配偶者ビザで入国、他1名は不明である。タイ人6名のうち、国際結婚した後、日本人男性と離婚してシングルマザーとなった女性は1名だった。

(3) 日本語とキャリア開発

被調査者12人のうち1名が2年の日本の専門学校就学経験があり、フィリピン人4名は介護ヘルパー養成のための教室にて実践的な日本語の読み書きを習ったほか、7名

は職場や夫の会話、友人や知人との人間関係を通じて、独自に日本語を習得していた。日常会話はほぼ困らないものの、読み書きは外国人女性にとってハードルが高く、配布される便りにはふり仮名がふられていない小学校もあったとのことで、「夫に便りを読んでもらって、対応した」ほか、夫の協力が得られない家庭では「子どもに、便りの内容は何か、教師に確認し、子どもに理解させておいた」との対応のほか、「市役所に行って職員に『日本語が分からないので読んでください』とお願いした」と対応した人もいた。

また、福岡県では北九州市や福岡市中心のようにある程度公共交通が発達した地域以外で生活するには車の運転ができることが利便性を高くする。「運転免許証取得のための講習や法律を理解でき、試験に合格する日本語能力を身につけたい」という声が聞かれたほか、「職を得るためのビジネスに必要な日本語や、日本の職場での身だしなみ、ビジネスマナーなどを学びたい」と切に望む声もあった。特にかつてスナッ

表3 被調査者のプロフィール

	女性の国籍	日本人男性との婚姻	子どもの国籍など (P: フィリピン、T: タイ、J: 日本)
PA	フィリピン	結婚→離婚(ひとり親)	長女 (P: 呼寄せ)、長男 (J,P)
PB	フィリピン	結婚→離婚(ひとり親)	長男 (P: 呼寄せ)、次男 (P: 呼寄せ)、長女 (J)、次女 (J)
PC	フィリピン	結婚	長女 (J)
PD	フィリピン	結婚	長女 (P: 呼寄せ)、次女 (J)
PE	フィリピン	結婚	長女 (J)
PF	フィリピン	結婚	長女 (P: 非同居)
TA	タイ	結婚→離婚(ひとり親)	長女 (T: 非同居)、長男 (J・T)
TB	タイ	結婚	息子2人 (J・T)
TC	タイ	結婚→離婚→再婚	前夫の息子 (J)、現夫の娘 (J)
TD	タイ	結婚	長女 (J)、長男 (J)
TE	タイ	結婚	長女 (J)、長男 (J)
TF	タイ	結婚	子どもなし

(出典) 筆者作成 (2010)。

クなどで就労していた女性の中には、「私
が覚えた日本語やビジネスマナーはスナッ
クでは通用するけれど、昼の仕事を探す時
には別のタイプの日本語や身だしなみやマ
ナーが必要」と考えるに至り、それらの能
力を向上させることによって、社会保障が
より充実した「正規雇用社員として就職し
たい」と、被調査者PEは考えていた。

さらに、株式会社インターアジア（福岡
市）では外国人のためのホームヘルパー2
級養成講座では、日本語、日本文化学習の
ほか、介護現場で必要な読み、書き、意
味を独自に開発した日本語のテキストを
使用して重点的に学習しているが、「外国
人の生徒さんは熱心で必ず質問をするし、
積極的で、日本人にもいい刺激となっ
ています」（2010年11月15日のインタビュー）と担当
者は話していた。

北九州市では、主に在日韓国・朝鮮人の
中年以上の女性（オモニ）たちの日本語
の識字を中心に学習する「青春学校」が
民間有志グループによって主催されてい
る。近年では生徒の中に、日本人と結
婚したフィリピン人女性も参加するよ
うになったそうだ。日本語の読み書き
を学びながら、オールドカマーとニ
ューカマーの経験交流が日常的になさ
れるようになった。成人で日本語学習
の特に読み書きを学ぶ機会がなかつ
たり、自分の感情や経験を表現する識
字をもてなかった人びとが成人学級
として学び直す機会は大変貴重である。

「チャンス（機会）をください。私
たち外国人が分からないことを教え
てください。この日本で仕事をして、
子どもを育て、家族でしっかり生き
ていきたいのです。外国人だから『
ダメ』なのではないです。チャン
スをくださったら、一生懸命働
きます！」とPFさんは訴えていた
のが印象的だった。

2010年現在、福岡県の外国籍住民支援は

前述の2006年調査を根拠に外国籍住民が複
数名住んでいる地域に複数カ所の日本語教
室をサポートしている。日本語の日常会
話が分からない状態で、日本人男性と結
婚した外国籍住民にとって意義深い。し
かし、滞在が長期化、定住化する傾向に
ある外国籍住民は、より日本社会の中
で、それぞれがもつ能力を開発し、発
現させていける場が切望されているの
ではないだろうか。福岡県では、国際
政策の一つに、各国からの留学生に
対するキャリア開発のビジネス講座
（日本語、マナー、身だしなみなど）
を重視し支援している⁽⁵⁾。こうした
講座のノウハウおよび知見を定住し
ている外国籍住民に提供することは
意義深い事業ではないかと考える。

本調査のインタビュー協力者の中
には、正規雇用者はヘルパーとして
2名、求職中が2名、専業主婦1名
のほか、通訳や翻訳、タイ語講習、
英語講習、タイ文化講習などを請
け負う自由業を営む女性が3名いた。
また起業して独立した会社の経営
主となった人、タイマッサージ店
開店の準備をしているなど起業家
もいた。起業をするための法的
およびモラルサポート、そして具
体的な業務に関する知識と経験
そしてスキル、それに熱意が必要
である。逆に言えば、それらの
支援を受け、それを受け止め、
発展させていく能力があれば、
外国籍女性たちの能力は発揮
され、逆に雇用を創出していく
立場となり得ることを証明して
いる。

(4) 子どもの発達段階別に見る家族、 社会の課題

外国籍の子ども、もしくは外国につな
がる子どもに注目する際、子どもに
大きな影響を与える環境が家庭
であり、学校や地域社会など
子どもを取り囲む社会である。
ここでは、子どもを発達段階別
に、①幼児期

(小学校入学まで)、②学齢期 (おおよそ小学校、中学校の義務教育時期)、③思春期 (16歳以上18歳未満) に分類し、11人の子育ての経験からそれぞれの時期の課題を考察する。

(a) 幼児期

まず、妊娠・出産などのリプロダクティブヘルスに関する妊婦検診や出産、乳児検診や予防接種などさまざまな情報は保健所や行政などからではなく、多くが同国人の友人、知人や日本人の友人から入手していた。しかし、かつて「居住していた市に住む初めての外国人だった」というタイ人女性は、夫がコミュニケーションがうまく行かず妻に必要なことを伝えない、病院や保健所での東南アジア出身の女性に向けられる侮蔑的な態度などで得られる情報がほとんどない状態で、出産に向き合わなければならず、恐怖と不安でいっぱいだったという。また、結婚した当時から夫は経済的な責任を全く負わなくなったという女性は、「蓄えから出産費用や生活費用を工面して育児をしたが、不安と孤独から児童虐待寸前の精神的圧迫を感じていた」という。さらに、働かないだけでなく、酒を飲み、乳児の肛門に辛子をすり込んだり、眠らせないなど、子どもと妻に精神的、肉体的な暴力をふるう夫の存在から逃れる方法を探していた、という女性もいた。

こうした女性たちの経験は、多くが本人たちの忍耐と同国人の友人らの支援によって問題は回避され、現在に至っている。夫のDV問題を抱えていたTAの女性は、そのとき居住していた市の公的機関のシェルターにつながることができ、支援を受けることができた。しかし、外国籍の多くの女性は行政や民間団体による支援やサービスの情報へのアクセスに限界がある。また、

これまで外国籍女性の異文化の中で起こるさまざまな経験や正直な感想や要望などの声を受け止めたり、必要な人にサービスを提供する仕組みも未整備であったが、北九州市では「北九州市母子健康ハンドブック」を作成し、出産から産後の母子保健、医療、相談機関などの情報を多言語で掲載している。

(b) 学齢期

フィリピン人とタイ人の学齢期の子どもが遭遇する課題は、基礎学力と社会性を養う学校教育である。母親の国籍と父親 (後に離婚) の日本国籍の二重国籍をもつ男児の事例 (PA) を紹介する。就学前から親のDVを目撃していた男児は、小学校1年生のときにクラスで母親が外国人であることが理由でいじめに遭い、不登校になり、小学校3年生のときに母親の母国の親類宅に移住。2年あまりを過ごした後、母親の要請で日本に帰国した。しかし、日本語の理解力が不足しているため、母親は小学校の教師にこの件を相談するが、男児は日本国籍があるので特別な支援の対象とはならないと言われた。理解のある担任のときには日本語学習サポートがあったが、そうでない担任のときには男児の勉強に対する関心も減少した。中学生に進学したが、基礎学力がついていない。高校進学を希望しているが学力面で困難ではないかと母親は考えている。

上記の事例の男児は、日本国籍で母親の出身国と日本を行き来する事例だったが、母親が母国の親戚などに養育を任せていた実子を日本に呼び寄せる事例も12人の母親インタビューの中で2例あった (PB, PD)。幸い、その2例の子どもたちは、「子どもが日本語や学校生活に適應できるまで、1学期間、親が毎日子どもの隣に座ることを学

校が許可してくれた」、「朝のあいさつのときに、日本語のあいさつの次に毎日フィリピン語のあいさつも一緒にしてくれて、クラスの子どもたちがフィリピン語であいさつすることに抵抗をもたなくなった」など学校の臨機応変な対応で適応していた。久留米市でも「ワールドクラス」で外国につながる子どもたちの特別教室が運営されるなど、臨機応変に対応しており、途中で日本に来た子どもたちも社会や学業に適応していた。

しかしながら、こうしたグッドプラクティスの取り組みは教員の自発性によるところも大きい。途中で外国から来日してきた児童、生徒の対応は担任教員に過重な負担となっていたり、ひいてはほかの子どもたちへの指導がおろそかになるなどの影響も教育現場からは聞かれる。外国につながりをもつ子どもたちも、同じ学校で学ぶ子どもたちとともに、基礎学力が保障され、かつ異文化を吸収しつつ活きた国際的な視点を養う教育を施すなど、配慮が求められるよう⁽⁶⁾。

日本国籍であれ、外国籍であれ、また二重国籍であれ、日本語を母語としない子どもが日本語で学習し、基礎的な学力をつけていくことが困難な場合がある。単なる言語的な問題であれば、日本語学習のサポートが有効であろう。しかし、クラスメートや時には担任教師も、異なる言語や異なる習慣をもつ外国の子どもたちに支援的な取り組みがなく、学校に子どもの居場所がなくなると、子どもの学習意欲は削がれてしまう。学習意欲が低下し、十分な基礎的な学力がつかなければ、高校進学およびそれに続く高等教育の機会が狭くなってしまふ。

異なるものを排除するいじめ問題も深刻である。母親がフィリピン人だから、もし

くは子ども自身が外国人の名前だから、そのようなささいなことで小学生の時にいじめに遭っていた(PE)。「神様に祈りなさい」と信心深い母親は娘を諭した。フィリピン人、外国人という理由だけで、いじめられる時期が続いたという。フィリピン人を母にもつ子どもの名前は、フィリピンもしくは西洋風に名付けられることが多いが、タイ人を母にもつ子どもは、タイ人としての正式名があっても、「いじめに遭うから」との理由で日本の通名を使う子どもや日本名を最初からつけることも散見された。

(c) 思春期

福岡県では高校進学の入試試験時に試験時間を延長するなどの特別措置は設けられているが、東京都や大阪府にあるような特別枠を設けた入試制度はない⁽⁷⁾。公立高校だけでなく私立高校への進学の道もあるが、経済的には私立高校への進学のハードルは高い。県教育委員会では県の奨学金制度を活用して私立高校への進学を勧めていた⁽⁸⁾。しかし学力的、経済的に高校進学が難しい場合、職業訓練の場や就労先を探すことになるが、雇用情勢が厳しい中では外国籍の子どもや日本語を母語としない子どもたちにとって大変厳しく、進学も就職もままならない青少年の居場所が不安定になりがちである。特に居場所がない思春期の若者は反社会的な行為（酒、煙草、ドラッグなど）の誘いに対して非常に脆弱であるため、非行化を防止するためにも、将来の希望をもてるような居場所づくりが必要であろう。

また思春期は男女ともに性に対する関心が高くなる時期である。望まない妊娠を防ぐための避妊やデートDVに関する知識を提供し、考えるきっかけを提示する機会をつくることも必要となろう。

表4 社会的排除

社会的排除の次元	社会的排除の要因
経済的次元	<ul style="list-style-type: none"> ● 長期失業、不安定雇用、貧困 ○ 親世代、若年層世代の就業機会（キャリア開発、起業支援を含む）の欠如
社会的次元	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕事を通じた社会との結びつきの断絶 ● 家族やコミュニティとの結びつきの断絶 ● 社会的諸権利に関わる社会的諸制度や政策からの排除 ○ 日本語コミュニケーション能力やキャリア開発に必要なスキル開発機会の欠如 ○ 子どもの教育—教育現場でのいじめ、差別、基礎学力確保のための教育環境の欠如、学校と家庭との連絡方法や奨学金など制度に関する情報の欠如 ○ 医療、保健、福祉に関する情報の欠如 ○ 災害に関する情報や避難場所など情報の欠如
政治的次元	<ul style="list-style-type: none"> ● 投票権や自らの状況を政治に訴える手段が剥奪 ○ 入管法や在留資格に関する情報の欠如 ○ 自らが行政に働きかけ、住みやすい地域にするための参加機会の欠如

(出典) 福原 (2008: 15-16) をもとに筆者作成。

(注) ●は福原が挙げた要因、○は筆者が挙げた要因である。

4. 考察

福岡県に在住するフィリピン人女性とタイ人女性、そしてその子どもたちの聞き取り調査およびその支援者や支援機関、そして行政の取り組みを見てきた。ここでは調査研究対象者らが社会的に包摂され、それぞれの能力を發揮して社会参加し、地域社会の活性化に貢献する存在になるための方策を考えるために、社会的包摂の反対概念である社会的排除の要因を、福原の経済的次元、社会的次元、政治的次元で見ていく。なお、この3次元の分析は、福原 (2008: 15-16) の「経済的次元、社会的次元、政治的次元⁽⁹⁾それぞれの次元で排除されている諸要因を克服していくマクロ的な制度、政策と、ミクロ的な個人の尊厳回復に向けた支援策」との枠組みによっている。

表4に見るように、経済的、社会的、政治的それぞれの次元において、社会的排除の傾向が見られる。これらの「諸要因を克服していくマクロ的な制度、政策と、ミクロ的な個人の尊厳回復に向けた支援策」が社会的な包摂の中で求められる。先に、多

文化共生や国際交流、国際理解などは、3Fに代表されるFood、Fashion、Festivalに象徴されるとの批判的分析が紹介されたが、ここで求められているのは、3つのP、つまり「制度、政策」のPolicy、「個人の尊厳回復」のPeople、そして「個人の尊厳回復」を「制度、政策」に結びつけるための「参加」Participationではないだろうか。

おわりに

福岡県における外国籍住民のうち、約3割がオールドカマーと呼ばれ、主に特別永住者の在留資格で在留している在日韓国・朝鮮人中心だが、次に続くのは永住や定住など長期的に日本に住み、そして次世代を育む永住者、定住者、日本人の配偶者のカテゴリーの人びとで約3割弱を占めている。しかし、県内の各自治体において、多文化共生推進プランや国際施策が策定されつつあるが、本格的に始動していくために、3Fの多文化共生推進プランや国際政策ではなく、外国籍住民の実態を把握し、ニーズに即した声をさらに聞きながら、社会的な

排除を除去するための3Pを基底とした包摂的な政策が必要であろう。

注

- (1) 2009年法務省入国管理局統計の在留資格別・国籍別によれば、日本で永住および定住傾向を示す在留資格の「特別永住者」「永住者」「定住者」「永住者の家族」「日本人の配偶者など」は全外国人登録者281万6121人のうち140万6301人(49.9%)だった。そのうち、「特別永住者」の在留資格を持つ朝鮮・韓国籍の人は40万5571人(14.4%)だった。
- (2) 「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」テーマ1分科会(外務省、神奈川県、国際移住機関主催)にて、コーディネーターを務めたアンジェロ・イシがまとめたペーパーによるもの。イシは、3Fを克服する概念キーワードとして、3つのC(Coexist=共生、Coordinate=調整、Cultivate=育成)を提起している。
- (3) EUにおける社会的排除と社会的包摂の定義は、EU委員会によるSocial Exclusion and EU's Social Inclusion Agenda-Paper Prepared for the EU8 Social Inclusion Study, p4。 <http://siteresources.worldbank.org/INTECONEVAL/Resources/SocialExclusionReviewDraft.pdf> (2011年2月12日アクセス)。
- (4) 「在留外国人」との呼称は、在留管理側に立って日本人と外国人を分けて考えるニュアンスがあるため、本稿では行政の統計などで「在留外国人」と呼称することはあるが、地域で生活する生活者として立場から「在留する外国籍の人びと」と呼称する。なお、「在留する外国籍の人びと」は、日本国籍ではない人を指すため、帰化した外国人、中国から引き揚げてきた日本国籍の残留者で日本語を母語としない人びとはこの範疇に入らない。
- (5) 福岡県留学生サポートセンター、<http://www.fissc.net/ja/support/job.html> (2011年2月12日

アクセス)。

- (6) 例えば、東京外国語大学多民族・多言語教育研究センターのサイトにはポルトガル語、スペイン語、タガログ語による小学生の算数や漢字の学習テキストがダウンロードできるように掲載されている (<http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/>)。また、小学校や中学校で頻用する「学校からのおたより」例文集を英語、ポルトガル語、タイ語などに翻訳して活用できるサイトも民間団体運営のホームページから入手できる (<http://www.mci.or.jp/otayori/index.htm>)。
- (7) 2010年12月10日、福岡県教育委員会での聞き取りによる。
- (8) 2010年12月10日、福岡県教育委員会での聞き取りによる。
- (9) 福原(2008: 33)は、「経済的次元の要因は長期失業や不安定雇用、そして貧困である。社会的次元の要因は、仕事を通じた社会との結びつきの断絶、家族やコミュニティとの結びつきの断絶、そして社会的諸権利に関わる社会的諸制度や政策からの排除を意味する。政治的次元の要因は、投票権や自らの状況を政治に訴える手段が剥奪されている状況を意味する。また、シティズンシップの権利の獲得あるいは保障というレベルの問題も政治的次元に組み込まれるだろう」としている。

引用・参考文献

- 阿部彩、2008、「現代日本の社会的排除の現状」、福原宏幸編、『社会的排除／包摂と社会政策』、法律文化社。
- 厚生労働省社会・援護局、2000、「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」。
- 厚生労働省審議会議事録、2008、「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」(平成12年12月8日)。<http://www1.mhlw.go.jp/shingi/index.html#shakai-engu> (2010年12月25日アクセス)。

- 厚生労働省厚生労働省大臣官房国際課、2010a、「2008～2009年 海外情勢報告」「諸外国における外国人労働者対策」。http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/10/pdf/tokusyu/to003-012.pdf (2010年12月29日アクセス)。
- 厚生労働省、2010b、「諸外国における外国人労働者対策」http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/10/pdf/tokusyu/to003-012.pdf (2010年12月29日アクセス)。
- 齋藤百合子、2010、「外国人を親にもつ児童の社会包摂に関する調査研究」、平成21年度児童関連サービス調査研究等事業報告書、財団法人こども未来財団。
- 総務省、2006、「多文化共生の推進に関する研究報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」。
- 2007、「多文化共生の推進に関する研究会報告書2007」。http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/pdf/070328_3_bt1.pdf (2010年12月29日アクセス)。
- 特定非営利法人女性エンパワーメントセンター福岡、2006、「福岡県における外国籍住民の現状と自治体の施策に関する調査報告書」、福岡県国際交流局。
- 日本学術会議 社会学委員会経済学委員会合同包摂的社会政策に関する多角的検討分科会、2009、『提言 経済危機に立ち向かう包摂的社会政策のために』、日本学術会議。
- 長谷部美佳、2004、「新聞紙上における外国人女性の表象をめぐる一考察」『アジア女性研究』第13号、9-17。
- 花崎皋平、1996、「アイヌシモリの回復—日本の先住民族アイヌと日本国家の対アイヌ政策」、井上俊ら(編)『岩波講座現代社会学15 差別と共生の社会学』、岩波書店。
- 樋口直人、2010、『「多文化共生」再考—ポスト共生に向けた試論』『大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター年報』第7号、2009-2010、大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター。
- 福原宏幸、2008、「社会的排除・包摂論の現在と展望 パラダイム・「言説」をめぐる議論を中心に」、福原宏幸編著『社会的排除・包摂と社会政策』、法律文化社。
- 法務省、2010、「入国管理局登録外国人統計年報2009年」。http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001065021 (2010年7月7日公表分) (2010年12月29日アクセス)。
- 文部科学省、2009、「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況」。http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/07/_icsFiles/afiledfile/2009/07/06/1279262_2_1.pdf (2011年1月20日アクセス)。
- 湯澤直美・浅井春夫・阿部彩・岩川直樹・小西祐馬・中西新太郎・平湯真人・松本伊智郎・水島宏明・山野良一、2009、子どもの貧困白書編集委員会編、『子どもの貧困白書』、明石書店。
- 渡戸一郎、2010、「多民族・多文化化する日本社会—問題の所在とアプローチの視点」、渡戸一郎・井沢泰樹編著、『多民族化社会・日本 <多文化共生>の社会的リアリティを問い直す』、明石書店。
- Ruankaw, Pataya. (2009). *Shiti Ying Thai-koronee kluen yaai reengaan khaam chart* [タイ人女性の人権—海外移住女性の事例から]. Bangkok: National Human Rights Commission of Thailand (NHRC).